第29号議案 長崎市障害福祉センター条例の一部を改正する条例

(2) 改正内容

手 数 料	①5%時単価	現行(8%時単価)	改正後(10%時単価) ①×110/105
診断書料	3,000 円以上	3, 085 円以上	3, 142 円以上
(1通につき)	7,000 円以下	7, 200 円以下	7, 333 円以下
証明書料	1,000 円以上	1,028 円以上	1,047 円以上
(1通につき)	2,000 円以下	2,057 円以下	2, 095 円以下

	①5%	時単価	現行(8%時単価)		改正後(10%時単価) ①×110/105	
個人使用料	基本	超過	基本	超過	基本	超過
プ ー ル	料金	料金	料金	料金	料金	料金
	3 時間	1 時間	3 時間	1 時間	3 時間	1時間に
	につき	につき	につき	につき	につき	つき
大 人	300円	100円	300円	100円	310円	100円
高等学校の生徒 又は 18 歳未満の 勤 労 青 少 年	200 円	70 円	200円	70 円	200 円	70円
小学校の児童、 中学校の生徒 又 は 幼 児	100円	40 円	100円	40 円	100円	40 円

[※] 基本料金は3時間の料金。超過料金は3時間を超えて1時間につきの料金。

個人使用料 体育室及び	①5%	時単価	現行(8%時単価) 改正後(10% B ①×110/			
軽スポーツ室	基本	超過	基本	超過	基本	超過
	料金	料金	料金	料金	料金	料金
	3 時間	1 時間	3 時間	1時間に	3 時間	1 時間
	につき	につき	につき	つき	につき	につき
大 人	300 円	100円	308 円	102円	314 円	104 円
高等学校の生徒 又は 18 歳未満の 勤 労 青 少 年	200 円	70 円	205 円	72 円	209 円	73 円
小学校の児童、 中学校の生徒 又 は 幼 児	100円	40 円	102 円	41 円	104 円	41 円

[※] 基本料金は3時間の料金。超過料金は3時間を超えて1時間につきの料金。

専用使用料 (時間帯別) プール	時間帯別) ①5%時単価 現行(8%		改正後(10%時単価) ①×110/105
	8,700円	8,948円	9, 114 円
平日	~22,710円	~23, 358 円	~23, 791 円
土曜日、日曜日	11,330円	11, 653 円	11,869円
又 は 休 日	~34,090円	~35, 064 円	~35,713円

専用使用料 (時間帯別) 体 育 室	①5%時単価	現行(8%時単価)	改正後(10%時単価) ①×110/105
	1,750円	1,800円	1,833 円
平日	~8, 240 円	~8, 475 円	~8, 632 円
土曜日、日曜日	2, 720 円	2, 797 円	2, 849 円
又 は 休 日	~10,960円	~11, 273 円	~11,481円

専 用 使 用 料 (時間帯別) 軽スポーツ室		①5%時単価	現行(8%時単価)	改正後(10%時単価) ①×110/105
	720 円	740 円	754 円	
平	日	~2, 980 円	~3,065円	~3, 121 円
土曜日、	日曜日	870 円	894 円	911 円
又は	休日	~3,550円	~3,651円	~3,719円

専用使用料 (1時間につき)	①5%時単価	現行(8%時単価)	改正後(10%時単価) ①×110/105
会 議 室	200円	205 円	209 円
和室研修室	200 円	205 円	209 円
研 修 室	300円	308 円	314 円
調理訓練室	200 円	205 円	209 円
展示ホール	460 円	473 円	481 円

- ※内税については、消費税 5%の時点の単価に 105 分の 110 を乗じた額とし、円未満の 端数については切り捨てる。ただし、施設入館料等及び機械機器により徴収する使用 料については、10 円単位の転嫁とし、10 円未満の端数は切り捨てる。
- ※平成 26 年 4 月 1 日に $5\% \rightarrow 8\%$ へ転嫁した際、端数を切り捨てていることから、より正しい転嫁を行うため、 $8\% \rightarrow 10\%$ ではなく、 $5\% \rightarrow 10\%$ の転嫁を行うこととする。